

専決処分報告第1号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則に関する専決処分報告

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年8月教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程

- 第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第3号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第37条の表中

「

主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
----	---

」

を

「

主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

」

に改める。

第38条第1項の表中

「

教職員・福利課	企画監
高等学校課	企画監
高等学校課 全国高等学校 総合文化 祭推進室	室長
高等学校課 学校支援チ ーム	チーム長

」

を

室	室長 チーフ（必要があると認める室に限る。）
係	係長
チーム	チーム長 チーフ（必要があると認めるチームに限る。）

に改め、同条第2項中「副参事」を「副参事、企画監」に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「次長 企画監」を「次長」に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「必要に応じ、企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

(職務)

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略	略

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
室	室長 チーフ(必要があると認める室に限る。)
係	係長
チーム	チーム長 チーフ(必要があると認めるチームに限る)
略	略

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参事、企画監、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

(職務)

第 37 条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
略	略

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	職員
略	略
教職員・福利課	企画監
高等学校課	企画監
高等学校課全国高等学校総合文化祭推進室	室長
高等学校課学校支援チーム	チーム長
略	略

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主

主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 次長 部長 チーフ
略	略

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、企画監、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。

任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

教育機関	職員
教育センター	所長 次長 企画監 部長 チーフ
略	略

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。